

# 平成31年3月11日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 平成31年3月11日 午後2時46分  
サンコスモ古賀201・202会議室
- 2 閉会日時 平成31年3月11日 午後4時21分
- 3 委員氏名
- (1)出席者
- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 西 茂太郎 | 中野 喬輔 | 澁田 正明 | 渡 孝志  |
| 矢野 博昭 | 安武 泰正 | 篠崎 正信 | 安武 昇  |
| 宮本 重和 | 青谷 富彦 | 長崎 隆児 | 原 月江  |
| 高原多恵子 | 阿部 茂典 | 渋谷 健一 | 渡 健一郎 |
| 安武 正一 | 青柳 茂  | 井上 英二 |       |
- (2)欠席者
- 木村 一壽
- 4 議事に参与した者
- |      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 牟田口政和 |
| 係長   | 藤本耕次郎 |
| 係    | 三原 昌代 |
| 農政係  | 小嶋 勉  |
| 農政係  | 松永健太郎 |
- 5 会議に付した事項
- 議案第1号 農地法第3条(委員会)
- 議案第2号 農地法第5条(知事)
- 議案第3号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)
- 議案第4号 古賀市農業委員会の活動内容の点検評価及び活動計画の策定

午後2時46分開会

○事務局長( ) 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成31年第3回古賀市農業委員会定例総会を開催させていただきます。開催させていただく前に出席委員の確認をさせていただきます。本日、委員から欠席の連

絡をいただいておりますことから、本日の出席委員は19名でございます。農業委員会条例に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、定例総会が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、議長の指名でございますが、古賀市農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、会長が議長を務めていただきますことから、議事進行については、会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長( ) 君) こんにちは。現地視察、どうも御苦労さまでございます。いよいよ春になって、農繁期に入って参ります。皆さん、けがのないように、農作業に励んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

では、ただいまから平成31年第3回古賀市農業定例総会を開催いたします。

○議長( ) 君) それでは、本日の議事録署名人は澁田正明委員、渡孝志委員でお願いいたします。

○議長( ) 君) では、日程1、議案第1号、農地法第3条、番号3の24、事務局、説明お願いいたします。

【議案朗読】

○係( ) 君) それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請、番号3の24について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

今回の内容は、申請人が賃貸借契約を行い、農地として使用していくという内容でございます。ここで、農地法第3条の賃貸借契約について御説明をさせていただきたいと思っております。

古賀市農業委員会では、ここ近年、農地法第3条の賃貸借契約というのはございませんでした。今回、こういった賃貸借契約の申請がなぜ上がっているかということでございますが、農業振興地域内であれば、本日、議案第3号に上がっておりますとおり、利用権の設定というのを農業経営基盤強化促進法に基づいて貸し借りを行っておるものでございますが、今回の申請地は市街化区域でございます。

市街化区域では、利用権、こちらが、農業経営基盤強化促進法が農業振興地域内に限られておりますことから、市街化区域についてこのような貸し借りを行う場合におきましては、農地法第3条の賃貸借契約を結ばなければならないということでございます。

それでは、今回の申請人の御説明をさせていただきます。

申請人の年齢は69歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。

農業従事年数は、約50年ほどと伺っております。

現在の農業経営状況でございますが、水稻及び野菜を作付されていらっしゃる。

所有の農機具等でございますが、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、移植機をそれぞれ1台ずつ、軽トラックを2台所有されていらっしゃる。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の2ページをごらんください。

今回の申請地でございますが、国道3号線、久保石原交差点の東側に位置します番号3の24関連と記載しております斜線を引いております2筆となっております。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしまして、現在は田として水稻を作付していらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいと伺っております。

今回は、売買ではございませんので、下限面積の設定というのとはございません。

今回の申請に関しまして、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

なお、今回の賃貸借契約の年数でございますが、3年間となっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決をとりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案、番号3の24に賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく第1号議案、番号3の25、事務局、説明をお願いします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、議案第1号、申請番号3の25について御説明いたします。

議案書の1ページにお戻りください。

今回の内容は、申請人が農地を賃貸借契約を行い、農地として使用していくという内容でございます。

それでは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人の年齢は69歳、古賀市内で農業をされている方でございます。

農業従事年数は、約50年ほどと伺っております。

現在の農業経営状況でございますが、水稻及び野菜を作付していらっしゃる。

所有の農機具等でございますが、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、移植機を各1台、軽トラックを2台所有していらっしゃる。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の2ページをごらんください。

今回の申請地でございますが、国道3号線、久保石原交差点の東側に位置します番号3の25関連と書いております斜線をつけていない2筆となっております。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在は田として水稻を作付していらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいと伺っております。

あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

なお、今回の賃貸借契約につきましても3年間の契約の予定となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決をとらしてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第1号の番号3の25に対して、賛成されます農業者の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、議案第1号、番号3の26、事務局、説明をお願いします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請、番号3の26について御説明いたします。

議案書の1ページにお戻りください。

今回の内容は、申請人が贈与を受け、農地として使用していくという内容でございます。

まずは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人の年齢は58歳、古賀市内で農業をされている方でございます。

農業従事年数は、約10年ほどと伺っております。

現在の農業経営状況でございますが、水稻を作付していらっしゃいます。

続きまして、所有の農機具等でございますが、所有の農機具等については草刈機1台となっておりますが、現在も水稻作に必要なその他の機械類につきましては、地元農業者より借りて営農をされていらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の3ページをごらんください。

今回の申請地でございますが、県道筑紫野古賀線、町川原交差点の南側に位置します、こちらの網かけになっております1筆となっております。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今回、申請地に対する計画といたしましては、現在、田として水稻を作付していらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいとのごことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は4,906平米で、今回の申請地2,061平米を合わせますと6,381平米となり、50a要件を満たしております。

あわせまして、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長( ) 君) 事務局、合計面積が違っている。面積が違うでしょ。

○係( ) 大変失礼いたしました。

申請人の現在の耕作面積は4,906平米で、今回の申請地1,475平米を合わせますと6,381平米となっております。先ほど、足し算をする面積を間違っ御説明させていただきました。訂正をしておわびをさせていただきます。

以上となります。

○議長( ) 君) ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたが、何か。

○委員(10番 ) 君) 現在、貸付1,475平米、これを引き上げてどうかされますか。

○議長( ) 君) 事務局。

○係( ) 現在は、こちら、親子間での貸し借り、世帯内での貸し借りをされている状況でございますが、こちらを解約いたしまして、この部分の面積がそのまま1,475平米がこちらの経営面積に贈与し移るといった内容でございます。

説明は以上でございます。

○議長( ) 君) ありがとうございます。それはわかりました。ほか、何かないですか。

この親戚間の贈与ですけど、大きな問題はないと思います。今まで耕作いたしていただきましたので、それでは、議案第1号、番号3の26に賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手12/12名】

○議長( ) 君) 全員賛成。ありがとうございます。

○議長( ) 君) 続きまして、議案第2号、農地法第5条、申請番号3の19、事務局、説明お願いいたします。

【議案朗読】

○係( ) 君) それでは、議案第2号、農地法第5条の許可申請、番号3の19について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、貸駐車場に転用するという内容でございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の5ページをごらんください。

今回の申請地でございますが、現地でも御確認いただきましたとおり、青柳にあります石瓦公民館の南に位置します1筆となっております。

次に、農地区分の御説明をいたします。申請地の四方は全て他地目による分断があり、10ha未満の広がりであることから、第2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の6ページをごらんください。

今回、こちら6ページには、貸駐車場に関する計画が示されておるところでございます。

まず、乗入口に関しましては、東側の申請者が所有しております宅地部分の矢印部分からとなっております。こちらの乗入口のブロックにつきましては、現況ブロックがある状態でございますが、こちらを転用の際に、こちらのブロックを取り外して、こちらから乗入口とする計画となっております。

また、北側、西側、南側との境界には4段の新設ブロックをつく計画となっております。

また、今回の駐車場については、6区画とする計画となっております。

それでは、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、水勾配を設け、こちら計画図の南東部に新設いたします集水枡を通じまして、南側の既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係でございますが、今回は貸駐車場のため発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。切土及び盛土の縦横断面図につきましては、こちら計画図の左側と一番下に、大文字のA、小文字のa、左側につきましては、大文字のB、小文字のbと書いた断面図を記載しておるところでございます。

今回、A-a断面におきましては、最大40cmの切土、また、B-b断面につきましては、最大65cmの盛土及び最大10cmの切土を行う計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は無条件承諾ということで、平成31年2月12日付の承諾書の提出があつております。

あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら、はい、どうぞ。

○委員（6番 君） 青柳の区域委員ですが、ただいま事務局から説明がありましたが、補足をさせていただきます。

2月12日に、青柳地区の開発委員会がありまして、開発委員みんなで検討いたしまして、何ら問題はない、雑排水が出ないということで、雨水だけです、何ら問題ないということで、水利区長さんの印鑑を確認いたしております。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

委員さんの説明は終わりました。ほかに何かありましたら、ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決をとらせてもらってよろこびますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案番号2番、申請番号3の19に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、議案第3号、基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について、申請番号3の145から3の153まで、事務局、説明お願ひいたします。

○農政係（ ） 議案第3号の説明に入ります前に、今回、申し入れの中で関係されます委員がいらっしゃいますので、ただいまから一時退席をお願いいたします。対象の委員は、 委員、 委員、 委員が関係者になります。ただいまから、一時退席をお願いいたします。

（ 委員、 委員、 委員 退席）

○農政係（ ） それでは、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

今回、新規で7件と更新で2件、申出があつております。

それでは、利用権設定の新規申出について御説明いたします。7ページをお願いいたします。

申請番号3の145、所在、久保小倉、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が5筆、面積648平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年3月12日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号3の146、所在、久保上ノ原、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が2筆、面積2,768平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年3月12日から平成35年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。申請番号3の147、所在、薬王寺林添、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が4筆、面積2,872平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年3月12日から平成36年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号3の148、所在、青柳町六ノ坪、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が2筆、合計面積1,457平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年3月12日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

申請番号3の149、所在、小山田久保田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積1,269平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年3月12日から平成36年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号3の150、所在、薬王寺栗ヶ元、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積2,545平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年3月12日から平成31年6月15日までの期間借地での貸し借りとなっております。

期間借地につきましては、いわゆる裏作というもので、稲刈りが終わってから田植えの時期までの間の貸し借りの案件となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

申請番号3の151、所在、青柳町平田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積1,095平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年3月12日から平成36年12月末までの貸し借りとなっております。

申請番号3の152から、11ページの申請番号3の153は、更新のため、説明は割愛させていただきます。

以上、新規の利用権設定については全て、区域委員及び地域の区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、新規で受理しております。御審議お願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。

○事務局長（ 君） ただいまの説明の中で、ちょっと誤りがありましたので、訂正をしておわびを申し上げたいと思います。

議案書の8ページでございます。申請番号3の147、説明では、所在を薬王寺林添、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が4筆というふうな説明をさせていただきましたが、正しくは、薬王寺林添、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が3筆、薬王寺麦尾、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、合計4筆の2,872平米でございます。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。

○委員（10番 君） 初歩的な質問をさせてもらいたいんですが、ちょっと教えていただきたいんですが、例えば7ページ、個別にその関連していたんですが、教えていただきたいんですが、7ページで、3の145で申しますと、渡人が648平米渡されるんですかね。そうしますと、渡人の現在の自作地1,287から648を引いた残りが、今後、利用集積を認められれば、残りの分がその方の耕作地で、逆に、受人は648平米を全体の3万9,770に足しただけでよろしいのかと、そこを教えていただきたいんですが、これ、第1号議案の時から聞いておりましたので、そのルートが分からないのですが。

それから、8ページ、3の148、これに借賃ですか、1万4,570円、これは、この732平米、全部でこれだけか、10a当たりなのか、多分732平米が1万4,570円なのかと言うことを教えて下さい。

それから、8ページの3の148のところ、受人が経営面積何もございませんけど、0㎡とになってございますが、新規就農か何かですか。

○議長（ 君） 事務局。

○農政係（ 君） ただいまの質問にお答えいたします。

面積の増減につきましては、委員が一番初めにおっしゃったとおり、自作地が減りまして、受け手のほうがその分増えるという数字になります。

2つ目の質問につきましては、年間でこの金額で貸し借りされるということで申請が上がっておりますので、3の148、記載があります全ての筆に対してこの金額がかかっているという形になっております。

最後の質問につきましては、新規で経営面積がないがというところですが、こちらの受入人の方のお兄さんと今、経営をされておまして、今回初めて、御自身のお名前で利用権設定をされるということですので、この方の名義での経営面積はゼロなんですけども、実際には農業をされている方で、今回初めてお名前が上がっておりますので、この方の名義で上がるというのは今回初めてという案件になっております。

以上でございます。

○議長（ 君） よろしゅうございますでしょうか。

○委員（10番 君） はい。

○議長（ 君） ほかに何かないですか。

ちょっと、事務局。3の150やったと思うけど、期間借地の分ですよね。これ、備考欄に記載したほうがいいと、わかりやすいと思うんです、今後。そんなにないと思うけど、期間借地は。基盤整備地区しか、ここしか出てこんやろうと思いますけど、その辺ちょっと、載せたほうが見やすいんじゃないかなと思う。事務局。

○農政係（ 君） ただいまの御指摘ですけれども、真ん中のところに利用権と縦の欄がありまして、そちらに使用借地（期間借地）と書いてありますけど、非常にちょっと小さいので、御指摘があったとおり、備考欄にわかりやすいように今後お示ししたいと思います。

○議長（ 君） 済いません、見えなかった。

ほかに何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決をとらしてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、基盤強化法第19条の申請番号3の145から3の153までに對して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。

〔 委員、 委員、 委員 着席〕

○議長（ 君） それでは、日程4、議案第4号、古賀市農業委員会の活動内容の点検評価及び活動計画の策定、事務局、説明をお願いします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第4号について御説明をさせていただきます。

8月の改選後、皆様、こちらの案件は初めてだと思いますので、少し詳細に御説明をさせてい

ただきたいと思います。

毎年3月期の定例会におきまして、こちらの農業委員会の活動内容の当該年度分の点検を行って、次年度の活動計画を策定していくということが、こちらに、下に記載しております農業委員会の適正な事務実施についての第3の規定がございまして、これに基づいて毎年行ってきておるものでございます。

今回は、平成30年度に行いました農業委員会の活動に対する点検評価を行うことと、あと、次年度、平成31年度の活動計画を策定するものでございますが、こちらの12ページに記載しておりますとおり、大きく分けて3つの点検評価がございまして、

まず、1.でございますが、いわゆる法令事務に関する点検、そして評価、あとは促進事務に関する評価、こちらをこの後、御説明をさせていただきます。

また、31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）といたしまして、法令事務と促進事務、こちらについての計画を策定していくという内容でございます。

まず、13ページをごらんください。

こちら、一番上のほうに、農業委員会の状況ということで、平成31年2月28日現在と記載をしております。これは、当然30年度の点検評価でございますので、最終的には、これが3月31日現在になるということでございますが、こちらの農業委員会の適正な事務実施についてのスケジュールののっとなってまいりますと、どうしても3月委員会が古賀市の場合は3月10日でございます。よって、きょう、もう既に可決いたしました議案第1号から第3号についての結果を最終的に載せて、3月31日現在といたしまして、これを6月30日までに市のホームページにて公表していくという内容となっております。

それでは、ポイントを絞って御説明をさせていただきます。

まず、13ページにつきましては、農業の概要、また、農業委員会の現在の体制ということで記載をさせていただいております。

なお、こちらの数値の具体的な根拠につきましては、それぞれ表の下にございます※（米印）があると思っておりますが、こちらに基づいたものを記載しておるということでございます。

2の農業委員会の現在の体制につきましては、今年度（平成30年度）は古賀市農業委員会改選の年でございます、旧制度の委員会と新制度の委員会が両方存在したということになりますので、こちらについては旧制度及び新制度どちらも記載しておるということでございます。

14ページをごらんください。

Ⅱでございます。担い手への農地の利用集積・集約化ということでございます。

1番の現状及び課題につきましては、現状については、平成31年2月末日現在の面積を記載しております、課題につきましては、こちらは、昨年3月に立てました活動の計画に課題とし

て記載しておいたものをそのまま記載することとなっております。

担い手の農地の利用集積・集約化でございますが、現在、担い手への集積率が28.37%でございます。この担い手が何を示すかと申し上げますと、こちらについても農業委員会法に記載をされております認定農業者、そして認定新規就農者、それと基本構想の水準到達者、こちらの方が含まれるということでございますが、こちらの基本構想の水準到達者におかれましては、認定農業者の方が満たしておりますので、古賀市における担い手という呼び方につきましては、認定農業者と認定新規就農者であるというふうに覚えていただければと思います。

2番でございます。平成30年の目標及び実績というところでございますが、こちらの年度の集積目標、こちらは昨年3月に目標立てておりました151.7haに対しまして、実際の担い手への集積実績が144.1ha、また、今回、うち新規実績として上がってきたものが10.3haでございましたことから、達成状況におきましては94.99%を満たしておるということでございます。

3番の目標の達成に向けた活動でございます。

活動計画につきましては、昨年3月に計画を立てたものの内容を記載しております。

活動実績につきましても、具体的な実績を日付等を入れて記載することとなっておりますことから、実際に、担い手への農地の利用集積・集約化について行った実績について、こちらに記載をしておるところでございます。

4の目標及び活動に対する評価でございます。こちらは、目標に対する評価と活動に対する評価をそれぞれ記載しなければならないこととなっております。

こちら、目標に対する評価といたしましては、全体の集積目標を達成することは100%を超えておりませんのでできておりませんが、新規実績につきましては、目標が当初10haであったことから、こちらを上回っておる結果となっております。

また、今後につきましても、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんとの連携を図りながら、農地中間管理機構の活用を含めて、担い手への農地の集積・集約化を進めていくという評価を期待しております。

次に、活動に対する評価でございますが、こちら3番の活動計画についての実績を評価するものとなっております。こちらにつきましては、計画で記載しておりますような各種協議会等で説明を行いましたことから、また、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんと連携を図りまして、農地の確保や担い手への規模拡大につながったということで、こちらの評価を記載しておるところでございます。

15ページをお願いいたします。

Ⅲでございます。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進となっております、現状及び

課題を記載しておるところでございますが、こちらの状況につきましては、昨年度までを記載することとなっておりますのでございます。

また、課題につきましても、昨年の3月に立てました計画に沿った課題を記載しております。

平成30年度の目標及び実績ということでこちらを記載しておりますが、こちら注意していただきたいのが、参入促進の場合は、親元就農等は含まないということでございます。あくまで異業種等からの新規参入の方のみを記載することとなっております、平成30年度につきましては、1経営体0.4haの参入目標を立てておりましたが、実績につきましては、平成30年度については、新しい新規参入者がいっしょになかったということで、当然ゼロでございますので、面積の達成状況についてもゼロとなっておりますのでございます。

3番の目標に向けた活動でございます。活動計画につきましては、昨年立てた計画を記載しております。

実績につきましては、こちら記載しておりますとおり、新規就農相談は随時受け付けております。この中で、やはり相談者が抱える悩みでございます農地の確保でございますか、こういった経営に必要な資金、また営農指導の課題について、農業委員会、またJA、北筑前普及指導センターと連携を図って、就農に向けた環境づくりを進めましたが、残念ながら今年度の実績には結びつかなかったというところでございます。

4番でございます。目標及び活動に対する評価でございますが、目標、1経営体0.4haに對しまして実績ゼロでございますので、目標を達成することはできませんでした。

また、活動に対する評価でございますが、先ほど申し上げましたとおり、新規就農相談、随時受け付けており、就農に向けた環境づくりを進めておりますが、活動自体は随時行っておりますことから、おおむね達成できているというふうに記載をしております。

16ページをごらんください。

IVでございます。遊休農地に関する措置に関する評価となっております。現状及び課題については、平成31年2月末日現在の状況を記載しておるところでございます。

また、課題につきましては、昨年度立てた計画に記載しておりました課題と同様のものを記載しております。

2番でございます。平成30年度の目標及び実績でございますが、解消目標を39haに對しまして、解消実績が25haでございます。こちらにつきましては、昨年度から今年度にかけて非農地決定通知を出しておることから、総数が減ったということでございます。達成状況につきましては64.1%でございます。

3番、2の目標の達成に向けた活動でございますが、活動計画は、こちらは昨年3月に計画を立てたものを記載しておりますが、計画と実績が少し違っておるところがありますので、簡単に

御説明をさせていただきたいと思っております。

この活動計画については、おおむね農地パトロールから最終的な利用意向調査、非農地決定までを含んだものとなっておりますのでございますが、今年度は新規の新しい委員会に変わったことから、もともとの活動計画では、4月から7月までの実施と8月から3月までの実施を見込んでおりましたが、実際には、皆さん、新しい委員会になられてから農地パトロールを行いましたので、調査時期等が少々変わっておるところでございます。その他については、おおむね相違がないものとなっております。

4番の目標及び活動に対する評価でございます。

B区分の非農地を決定したことにより遊休農地は大幅に解消いたしました。目標自体の達成はできておりません。こちらは、非農地決定をしたことが、あくまで大きなこととはなっておりますが、実際には営農ができるような農地に戻していく、A区分の農地等を営農できる状態に戻して、農地として利用していくということも含んでおりますので、こちらの分の目標が達成できなかったというところでございます。

また、活動に対する評価でございますが、こちらは、今申し上げましたとおり、新体制へ移行したため調査時期等は変わりましたが、おおむねスケジュールに沿った実施ができたということで評価を記載しておるところでございます。

17ページをごらんください。

Vでございます。違反転用への適正な対応でございます。

こちらの現状及び課題につきましては、平成31年2月現在のものを記載しております。また、課題につきましては、農地パトロール、こちらの所有者への調査を実施しての状況把握というはできておりますけれども、やはり、原状回復の程度について明確な基準がないため対応に苦慮していると。これは、昨年度の段階から同じような状況でございます、こちら昨年3月に行いましたこの活動計画に記載しておりました内容を同様に記載しております。

平成30年度の実績でございます。2番でございます。

現在、実績といたしまして、6.6haになっていると。こちらにつきましては、違反転用面積が0.3ha減っておりますが、こちらは約3,000平米弱でございますが、四捨五入して0.3haとなっておりますが、こちらを違反転用を指導によって解消を行われた方がいっしょにしまして、1筆が減っているということでございます。

現在、現在進行形で違反転用を解消している農地がございますが、こちらについても3月末までに解消がされれば、こちらの増減があと0.2ha増えますので、0.5haになっていく見込みがございます。

3番の活動計画・実績及び評価でございます。計画につきましては、昨年の計画の記載のとおり

りでございます。活動実績でございますが、こちらもおおむね計画に沿った形で行っているというふうに考えられます。

活動に対する評価でございますが、昨年度と比較いたしまして0.3haの解消は行っており、一定の成果はありますけれども、違反転用は、やはりさまざまなケースがございます、対応に苦慮している部分がございますことから、他自治体の農業委員会、または、県との連携、情報共有を図りながら、解消に向けた連携を図り進めていきたいというふうに記載しております。

18ページから19ページ、20ページまでにつきましては、皆様に御審議いただいた事務の件数でございますとか、また、農地転用の件数を記載しておるところでございますが、こちらについても、本日可決いたしました内容を加えた形で、最終的に公表を行っていく形をとらせていただきたいと思います。

20ページまでが、まず平成30年度の活動内容の点検評価となっております。

21ページから23ページでございます。こちらが、来年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。

21ページにつきましては、今までの平成30年度の実績と相違ありませんので、説明は割愛をさせていただきます。

22ページをごらんください。

IIでございます。担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

現状は、現在の面積を先ほどと同様に記載しておるところでございますが、課題につきましては、認定農業者・新規認定就農者等の確保及び育成が課題だというふうに考えております。

2番、平成31年度の目標及び活動計画でございます。こちらを集積目標を151.7haとし、うち新規集積面積を7.6haとしております。

目標設定の考え方でございますが、昨年10月の委員会にて可決いたしました農業委員会の農地の利用の最適化の推進に関する指針でございますが、こちらに記載しております内容で、3年間で各年度5ha、担い手への新規集積の増加を目標としておりまして、こちらの1年間の5haに、また、平成30年度分の未達成2.6haを含んだ内容となっております。

活動計画につきましては、①、②に記載のとおりとなっております。

IIIでございます。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

新規参入の状況につきましては、こちら記載のとおりでございます。

課題につきましては、就農を希望する地域、作目の違いにより、新規参入者が希望する農地と貸したい農地のマッチングが現状で難しい状況となっておりますので、課題として記載をさせていただきます。

2番の平成31年度の目標及び活動計画でございます。古賀市につきましては、古賀市農業委

員会は毎年、参入目標を過去からも、毎年1経営体を目標としておりまして、こちらの参入目標についても、おおむね0.4haということございましたので、昨年までと同様の形で今回記載をさせていただきます。

また、活動計画につきましては、こちらの記載のとおりでございます。

23ページをごらんください。

IVです。遊休農地に関する措置でございます。

現状及び課題でございますが、まず現状につきましては、先ほど御説明いたしました、現状2月末日現在を記載しておるところでございます。

課題でございますが、いわゆる周辺農地に影響があることが考えられるB区分農地、こちらはB区分でありながら非農地決定を出されなかった農地でございます。こちらの農地についての取扱いの検討、こちらが、古賀市の農業委員会としても課題ではないかということで記載をさせていただきます。

2番、平成31年度の目標及び活動計画でございますが、遊休農地の解消面積は3haでございます。こちらは、先ほどと同様に、10月に定めました農地等の利用の最適化の推進に関する指針に記載した年間委員1人当たり15aの解消目標を解消面積の目標数値としておるところでございます。

活動計画につきましては、こちらの記載のとおりでございますが、こちらには、農地パトロールから最終的な取りまとめまでの時期を含んでおるところでございます。

23ページ、V番です。違反転用への適正な対応でございます。

現状につきましては、平成31年2月現在の記載のとおりでございます。

なお、課題につきましては、先ほどの点検評価のところでもお話しいたしましたとおり、原状回復の程度について明確な基準がないということが現在課題となっております、農地法第51条に基づいた指導権限のある県に対し、統一した基準づくりに向けた協議を行っていくということで記載をしております。

2番の平成31年度の活動計画でございますが、こちら違反転用等々のパトロールでございますとか、また、研究会での検討、関係機関との情報共有ということで活動計画を記載させていただきます。

以上、平成30年度の点検評価及び活動計画の策定、こちらの案について最終的な案をとる形での御審議をお願いしたいと思いますが、さまざまな御意見がありますと思いますので、こちらについて御意見等を頂戴したいと思っております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（                    君） ありがとうございます。



ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら、どうぞ。

○委員（４番 君） 15ページに、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進とありますけど、その2番、30年度の目標及び実績において、参入目標1経営体はわかるけど、この参入目標面積の0.4ha、何か中途半端というか、0.5かなと思えば0.4なんで、ちょっと理由があれば教えてください。

○議長（君） 事務局。

○係（君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの0.4haというのが、新たに参入がされた場合に、おおむね新規参入された方が利用権等で農地を借りる面積がおおむね0.4ha、もう平均で申し上げますと、ほぼ0.4haとなっていることから、こちら0.4haと記載しておりますが、こちらについても、こういった形のほうがいいのではないかというような御意見がありましたら、引き続き頂戴したいと思っております。

以上でございます。

○委員（４番 君） あれは、新規就農対策の中で、例えば、その農業委員会にかけて農地を借り受けして新規就農するじゃないですか、新規就農者じゃなくても。その場合、一応増やした場合、0.5ha、5反以上で就農者となるというのが基準があるじゃないですか。けど、それと一緒に考えて、ちょっと考えていたもので。

○議長（君） 事務局。

○係（君） 今、委員がおっしゃいました0.5haというのは、あくまで農地を売買する場合の下限面積でございまして、農地の売買が伴わない利用権を例えば借りの場合は、ゼロ平米でも借りれると、0.1平米でも借りれるという状況でございます。あくまで、0.5haというのは、農地法第3条による売買で農地を取得、売買等ですね、贈与でありますとか、その下限面積となっておりますのでございます。

○議長（君） 貸借は入らんとか。

○係（君） はい。さようでございます。

○委員（４番 君） 借受けして、農地を得る場合、例えば自腹でもそうなの。

○議長（君） 事務局。

○係（君） 利用権等でもよくあると思いますが、例えば、解除条件付で借りられたりとか、新規就農で初めて借りられる方は、たまたままとめて農地を借りられることから、0.5haを超えることはございますけれども、こちらについては、面積の下限というのはございません。

○議長（君） ようございますか。難しいけれど。

○委員（４番 君） いや。違う理解をしとったけん。

○委員（１８番 君） 制度基準みたいな、何かあったような気がしたのは。

○委員（４番 君） 貸借の場合は。

○委員（１８番 君） それば、言うちゃったやろ。

○委員（４番 君） 5反無いと借りられんように理解しちよったもんだから。

○議長（君） 50a以上しちよかんと、農地の取得ができんわな。

○委員（１８番 君） それがあるけん、「50aの」と呼ぶ者あり）基準として、目標なのか、50aじゃないかで表を記載しとるのを見たような気もする。

○議長（君） ちょっといいですか。それと、新たに農業経営をと書いてある、1番の現状及び課題の中に、新規参入で、若い人の新規参入はある程度わかるんですね。年寄りの新規参入、要するに定年退職した人が農地を借り受けてしたと、これもやっぱり異業種からの参入になるの。

事務局。

○係（君） 大きな意味での新規参入という形では含まれると思いますが、あくまで、こちらの15ページに記載しております計画の中には、新規認定就農者、現在でありますと45歳未満の方を記載する内容となっておりますのでございます。

○議長（君） はい、どうぞ。

○委員（４番 君） 30ぐらい、平成31年ぐらいから50歳未満。わかりますよね、この……。

○係（君） 平成31年度からは、ちょっとその年齢が引き上げられますので、こちらの記載の方法についても、今後は変わっていくことが見込まれるところでございます。

以上でございます。

○議長（君） ほかにないですか。

○委員（８番 君） 参入されてもやめられたということは、これ、数字が出てこないんですか。

○議長（君） 事務局。

○係（君） こちらについては、やめられた分というのは、あくまでこちらの数字には出てこないということでございます。

○委員（８番 君） 必要ないですかね。参入したんだけど、うまくいなくてやめたという人もいると思うんですよね。その調査していかないと。

○議長（君） 事務局。

○係（君） こちらの記載につきましては、やめた方を含むというふうな記載がござい

ません。これは、国に提出いたしますことから、こちらについては、必要であるか、必要でないかということとはちょっと抜きにいたしまして、こちらの公表内容といたしましては、そこには反映されないということでございます。

○議長（          君） 事務局。

○事務局長（          君） ちょっと補足をさせていただきます。

今、さっきおっしゃった内容は、かなり出てきそうな気がするんですね。いろいろ農業委員会の皆さん方の力を借りて、異業種の方から農業に取り組んでいこうという方の支援もしてきたんですけども、こういった理由があって、残念ながらやめられたというのが、一つ課題として上げて、じゃ、ここの部分についても次年度、どういうふうに取り組んでいこうかというところであらわれてくるように僕は感じているので、そこは課題のところに向けていく形になっていくのかなというふうにはなっています。

以上です。

○議長（          君） はい。

○委員（20番           君） 私も、安武さんが言われたように、常に、新規就農者が、要するにカウントしていつて、いろんな答弁では、こんだけの新規就農者がいらしゃいますよという、国会答弁じゃありませんけども、いかにも大きくできていますよみたいな話になっていくと思うんですけど。

実際、そういう人たちがいつまで続けられるていますか。逆に、新規就農者よりも離農者のほうが多いという可能性だってあるわけですので、そういうデータが、例えば、行政の中で言われたときに、いや、離農者はカウントしていませんとか、別に統計をとっていませんとか、何のための統計かわかんようになると思うんですよ。だから、ぜひ、そういうのも含めて、統計学上、やっぱりとっていただきたいと思うんですけど。

○議長（          君） 事務局。

○事務局長（          君） 今、議案として皆様方に審議させていただいておりますこの内容は、申しわけありません、こういったフォーマットということで決まっておりますが、事務局、市もそうですけども、いいことはいいこととして捉えた上で、残念ながらこういった理由でやめられたという、ある意味、その課題、理由についてはしっかりと受けとめて、これを、次、何か考えるときにしっかりと汎用していかなければならないというふうには思っておりますので、数字も十分この中にはあらわれてこないということは、先ほどちょっと申し上げた話でございますけども、その数字的な部分については、どこまで追跡調査ができるかというところの限界がございますが、支援をさせていただく、あるいは、話をさせていただく中で、そういった課題というのは非常に、必ず明らかになっていくものだと思っておりますので、そういったところは無視をせ

ずに、次の対策に講じられるようにまとめていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（          君） ほかにないですか。はい。

○委員（3番           君） これ、関連ですが、お願いというか、私も今、新規就農と相談受けているのが2件あるんですが、これは、全部施設園芸で、新しく農業をしたいということで、施設園芸やったら借りの年数が15年以上ぐらいは最低でも要るわけですよ。それで、そんな貸してくれるごたところのあったら、農林振興課のほうにぜひとも、ちょっと一声かけてもらうやったら。もう、今すぐにも、今、農業したいといっても、それで、やっぱり40代ぐらいの人間ですから、食べていこうと思ったら、やっぱりそれなりの収入が要りますので、できたら、ひとつ、どうしても施設園芸ということになりますので、皆さん、できましたら15年以上貸してくれるという農業者さんがあったら御連絡ください。よろしくお願いします。（発言する者あり）いえ、農地だけ。できたら、施設があれば、もう万々歳ですね。（発言する者あり）3反のうち2反ぐらいをハウスに。農地の筈内やらは、形の悪いのが多くて、相談受けておるんですが。

○議長（          君） はい。どうぞ。

○委員（9番           君） 濟いせん。13ページのところなんですけど、13ページの左側の一番下、新制度に基づく農業委員というところなんですけど、実数が14と書いてあるんですけど、これ、なんか足しよつたら12しかならんとて、何かこれ、理由があるんですか。

○議長（          君） 事務局。

○係（          君） ただいまの御質問でございますが、こちらの実数の内訳には、これは、足し算をしてここが14というふうになるような記載にはなっておりませんで、認定農業者以外で女性でない、かつ、40代以下でない、かつ、中立委員でない委員の方がいらっしゃると思えます。その方をここに記載することができませんので、ちょっと足し算の結果が14とならないということでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（          君） ほかに、ないですか。はい。

○委員（7番           君） 17ページ、Vのところなんですけれども、違反転用への適正な対応とあるんですが、今、6.9haもあるんですよ。どういう理由で、転用がベースだと思いますけれども、どういうふうにごこを使用しているのか。あるいは、これに対する法的な罰則、これがきちんとできているのかどうか。やめなさいというのはちょっと言えないし、面積的にもかなり広いと思うんですよ。これを、今後どのように取り扱っていったらいいのか。それは難しいところだと思いますけれども、既に建物が建っているから、排除ができないとは思いますが、農地パトロールを頻繁にしていかないと、いつの間にか建物が建っているというような状況

になっていくかと思えます。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） ただいまの質問でございますが、違反転用につきましては、過去から、毎年利用状況調査、今後の利用以降の調査というのを違反転用者、所有者に対して毎年送付をしております、今後どのようにしたいかということでのアンケートの回答をいただいておりますが、正直なところ、今の法律の中ではどうしようもないという部分が残っているのも事実でございます。よって、違反転用者は知らなかったため、法的な手続を踏みたいと言われても、その手続すら踏めないような土地である場合というのもあります。

また、この6.9haは、新規発生というのは、実はほとんどございません。過去からの長年の積み上げと、結果となっておりますので、こちらの過去の違反転用等を整理していくことも非常に重要でございますが、また、新たな新規発生をしないように、やはり農地パトロール等の中で目を光らせていただいて、また、通常、皆様が営農のために農地へ行かれる際に、何かおかしいなということを見つけたら、速やかに事務局のほうへつないでいただいて、現在の仕組みでございましたら、すぐに、その違反転用をとめて、許可権者でございます県と一緒に入れた上で、新しくすぐの対処というのができますので、そういった形を、どちらも過去の分を整理するというのと、新規発生をも増やさないとということ、こちら両方を踏まえて実施していかなければならないというふうには考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、法律の整理がどうしてもつかないものもございまして。こちらについての取り扱いというのも課題には上がってくるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（ 君） 事務局。

○事務局長（ 君） 補足をさせていただきます。

6.9haの状況でございますが、委員御指摘の建物が建っているとか、違うことで使われているとか、駐車場のよう形になって、もう農地ではない、明らかに農地法の違反だということが、皆さん方のこれまでの農地パトロールの現状確認の中で積み上げてきたものだという御認識をいただければというふうに思っております。

また、罰則でございますが、こういったことを罰則する規定が農地法の第51条の関連する条文に記載されていまして、個人でございますと、3年以下の懲役または300万円以下の罰金となります。法人になりますと、3年以下の懲役または1億円の罰金というのが、平成21年から22年か、一回、農地法の改正があったときに、遊休農地の解消とか、あと違反転用の罰則について強化がなされたというふうに理解しております。

どういうふうにやっていくのかということでございますが、古賀市農業委員会がやれることは

実態把握と、それから、先ほど、担当 君が申し上げましたとおり意向確認で、あと、法律を執行するのは福岡県ということでございますので、ここで少し書かせていただいておりますとおり、統一的な、やっぱり取り組みというのが必要であろうということでございます。なかなか、いろんなケースがありまして、うまいこといかないというのが現状でございますし、農業委員会がやれる範囲というのも限られておるところでございます。

だからといって、県がやることをそのまま容認をするかということになりますと、御承知のとおり、農業委員会の意見というのが非常にあって、それが、なかなか執行する県にとっては、そこまで踏み込んだと、踏み込んだ取り組みはどうかということ、非常に農業委員会事務局と県との間でなかなか着地点が見出せないというふうなところもございまして、ここは引き続き、やはりやっていかなければならないということで書かせていただいているというふうに読み取っていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（ 君） ほかに何かないですか。はい。

○委員（12番 君） 今の違反転用が解消されたというところは、農地パトロールをしながら確認していくんだけど、例えば、資材置場がそうして使われていました。それを注意して、資材を置かなくなりました。ということ、もし、すれば、それは解消されたということなんです。

それとも、どの時点で、去年目視で現場を確認してということになりますと、最終的にどの判断、解消されたというの、どういったところが基準になるんでしょうか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） ただいまの質問にお答えいたします。

本来であれば、解消、例えば駐車場でありますとか資材置き場、いわゆる建屋がない部分については、例えば、表土を剥いで土を入れかえた状況で、かつ、営農ができる状況にするというのが本筋でございますが、おむね違反転用をされている方は営農されてない方で、相続等でもらった方というのが非常に多くございまして、実際、土を入れかえた後に、借り手があるかないかと申し上げますと、借り手がそうある状況でもない。もう、いわゆる、今まで違う形で使っていて、違う土を入れていたからということで、結局借り手がない場合もございまして。よって、そういった場合は、きちんと保全管理をしていただいた場合は保全管理という形にはなってくるのかなというふうには思いますが、本筋でいけば、営農が再開できる状況というところではないかなというふうに思っております。

現状では、もう、いわゆる表土を剥がしたりとか、上物を撤去された段階で違反転用の解消であるというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○議長（ 君） はい、どうぞ。

○委員（12番 君） 例えば、0.3ha解消されました。それが耕作されない、されてなくてそのまま荒地になっていると仮定しますと、この0.3haがその前のIV番、遊休農地のほうに0.3ha足すという形になりますという理解でいいですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 委員おっしゃいますとおり、このまま営農がされない状況で、例えばもう草刈りもされていない、そういう状況になっていくと、違反転用を解消したものの、こちらは遊休農地につながっていくおそれはあるというふうに考えます。

以上です。

○議長（ 君） ほかにないですか。

○委員（2番 君） 新しい違反転用に関してはその件と一緒にすることで、過去のものについてはなかなか解消されないので一緒に問題として取扱うのは難しいと思います。

農業委員の立場としては、地域で皆さんほとんどが活動していますから、地域で違反転用を減らすという必要があると思います。地域からすると、農業委員の立場からすると、そういうのを問題提起していかないかんでしょけれど、地域からすると、そのリークしたら、若干の、農業委員としてはリスクを払ってやっていかないといけない。そういうのを、農業委員の立場を尊重すればそれに代えるだけの県の動きというのは、非常に難しいのできちんとできるんですかね。

もう一つであれば、農業委員は権限も何も無い。その中で上げているから、基本として。立場上難しいところがあるんです。だけど、新規で地域の一員としてやっていくには、悪い言葉で言うとリークした者が、地域では立場が悪い立場になっている。でも、しかし、農業委員の立場からするとそういうふうにしていかないといけない。全てが違反転用は悪いことだから、きちんと解消されていくのが当たり前だから、今、局長が言ったような罰則規定があったということでありましたですね。それも施行できないような状況でどういうふうに伝えていったらいいのか迷うんですね。

○議長（ 君） 事務局。

○事務局長（ 君） 一つはと言いますか、そういったその農業委員、あるいは農地利用最適化推進委員さんが地域から認められた方々で構成をされていると。こういったことを県がゴリゴリやると、地元の委員さんはすごくリスクが高くなるとか、非常に申しわけないとかいうふうな気持ちは、私が今まで県と接触した中では少しも感じることはありません。

百歩譲って、だから、今の現状を是正じゃなくて容認をして、今の状態で容認をしていくというふうな発言があっているのかなと、これは想像です。そういうふうにするによって、委員

さんが、いわゆるリークをして、非常に厳しい立場に立たされることを回避するために是正、農地に戻してもう一回転用をやり直せということではなく、今の状態を追認をしていくというふうな形になっていっているのかなと、私自身がちょっと想像することです。

実は、くどい話になってしまっただけ申しわけありませんけれども、そういったその地域の方々から応援をされて、地域農業を発展に結びつけてくれというふうな形で背中を押されて、委員としてやっていただいているというふうな地域の実情というのは、余り伝わってこないというふうには、私は感じております。

○議長（ 君） わかるけど、ただ、今までの過去の事例を見ると、結構改良させたところが多いよね。やはり、表土をのけて、まきを入れてもらうとか、耕作できるぐらいにしてもらうという、結構、今までも過去あったんですね。

これをやめしまうと、そんな今までの過去の事例に対する違反が出るんじゃないかな、弊害が。だから、ある程度は、やっぱり進めないかと思うんです。

また、前から自分も言いはるけど、市のほうも違反転用したら、裁判にかけるぐらい、特に、今、個人でしよるのは少ないけど、個人の場合やったら、ほとんど宅地が上がるとるんですね、違反転用の。昔の宇図の絡みで、宅地じゃなくて農地のままだったというのが多いもんですからね。

その辺が、やっぱり、さっき副会長が言う、何らかの形で、やっぱりやらんと、無くならんと思いますし、また、それをするリスクをからう方もしよるときついかもしれんけど。はっきり市のほうに、裁判したら負けると思う、負ける裁判は嫌と言う。だけど、負けるぐらいの裁判せんと、古賀がこれだけ、古賀市農業委員会はこれだけの意欲を持ってやっているぞという見せ方もあるんじゃないかなと思うんだけど。

ただ、それは、いろんな規範の問題があると思うんですが、市のほうに。

ただ、そのぐらいの気概を持ってやってもらわんと、違反転用して勝ちやったら意味ないと思うね。特に、やっぱり、昔は土建業者が残土置場を置いて、そのまま置いたままで違反転用になっているの多いですね。そうなってくると、皆、そこに対して何も言えんということ自体がおかしいでしょう。厳しいと思うんですけど、どうぞ。

○事務局長（ 君） 確かに、今までは発見をして是正をさせていました。ぎりぎりのところでやっていたなど。過去を振り返りますと、ここまで権限がないのになと思いつつも、相手方もこちらの説明に対して、窓口対応でございますので、クレームに発展するという場合もやっぱりありました。何でそこまでされないかとかかっていうふうな、言われんないかとかかっていう話もありました。

ただ、丁寧に窓口対応をさせていただくことで、今まで、是正をして、農業委員会に現地確認

をしていただいて、昔で言っておりました、地元農業委員さんも来てもらうて、こういった形で本会議上程したらどうでしょうかというふうなことも、細かいところまで詰めて、農業委員には、農業委員会が認めていただいたというふうな過去ございました。

裁判の話でございますけども、事務局の思いとして御理解をしていただきたいのは、裁判ということになりますと、やっぱり負けないようにしていくんですね。それが事務局の務めだと思っています。やっぱり、周りの農業委員会の事務局から勇気ある行動ということは評価をいただいたとしても、結果も、やはり、そこにはついてくるもんだというふうに思っております。

事務局の思いといたしましては、やっぱり勝たなければならないというふうに思っておりますし、そもそものところで、市にも弁護士がおりますので相談させていただき中で、ここで争ってもというふうなことになりますと、それをうまく「いやいや」と、やることに意味があるというふうなことになる、非常に、対外的にも説明が成り立たないものもがございますので、そこは慎重に対応していきたいというふうには思っています。

○議長（ 君） はい。

○委員（5番 君） 訴訟をするときに、原告は市長なのか、農業委員会の会長なのか、どちらですか。

○事務局長（ 君） 農業委員会の会長でございます。委員会は独立行政機関でございますので、会長でございます。

○委員（5番 君） それ自体の、そしたら、やっぱり農業委員会というのが一致団結しながらやらないといけない。接客任せではいけないという考え方になるんですね。そういうことを私たち市民としてやっていくかということだと。

過去の違反転用なんかは、確かに見逃すわけにはいかないとは考えますが、それまできている状態等々もあわせると、なかなか裁判で勝てるということには、何十年も放置されているんだろうと思いますから、そこまで掘り起こしてやるのかということ是非常に難しいところだと思います。

だから、今から、今後そういうことがないということを、農業委員会でのパトロールなりでちゃんと、そこでやっていくしか、私はないんじゃないかというふうな気持ちでおるんですけども、そういうところで。

確かに、地域から出ていますから、そういうところを是正させてというのは、非常にうれしく、なんかリークさせたということで悪者扱いされるんじゃないかという危惧はありますが、協議の中では、今後、だから、そういう違反転用がないようにするという方向性でいかないといけないのかなという気がしております。

○委員（2番 君） 非常に、何かいろいろ悩ましいですね。これは、全国どこの農

業委員さんもこういう話をしてあると思います。こういう現実があって、じゃ、その法の整理を一回見直すとかね、そういうことを各地域の農業委員会事務局のほうから定義して、問題にすることができないのですか。それが無い限り、もう裁判でも勝ち目が無い。結果ありきだったら、行動そのものが何も言う気がせんやない。そこを、きちんと整備してもらわんことには、ただ、題目として唱えるだけでは全く前に進まんし。

結局、こういう事情がわかっている人は平気でやりますよ。だから、それを新しいのを阻止しようなのか、それもまた難しいところがある。

○議長（ 君） その辺のことで引っかかるのが、やはり古賀市は環境条例を持たんところが、ここに引っかかってくるんですね。これをつくってもらわんと、その辺の残土とか産廃の処理ができなくなるんですね。一遍、農業委員会の研究会でやろうとしたとき、しちよったんですけど、やっぱり何も、環境条例はかなり難しいもんですから、結局流れたんですけどね。

宗像がつくって持っていますから、それをもらうて持ってくれば、どっかのまねりやいいんじやろうばってんが、その辺は、それはかなり難しいんじゃないか。だから、環境条例があればそういう処理の問題や残土あたりを言えることになるんですね、やっぱり。

○事務局長（ 君） 法律の整備ということの御意見ですけども、これを国に、あるいは県に対して言うタイミングはあると思います。北筑前の会長も務めていただいておりますし、常設審議会の理事を務めていただいております関係で、問題提起は、事務局も北筑前あるいは粕屋地区と情報交換をしておりますので、タイミングはあると思います。

ただ、相手は、私は県ではなからうかというふうに思っております。法律の整備では、「都道府県知事は」という主語がもうここに明記をされておりますので、国に申し出たとしても、「いや、そこはもう県に任せておりますので、法律に記載しているとおりにやっていただくしかありませんね」ということで、なんか落ち着くような気がしています。

実際、農政局に尋ねたわけではございませんけども、そういうふうにならんと感じるところがあるので、じゃ、県への働きかけを、やはりしっかりとしていかなければならないのではというふうに思いますし、タイミングはいろいろあると思いますので、十分活用した形で問題提起をするというところで、仲間を増やしていくというような取り組みをしていかなきゃならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（ 君） はい。

○委員（17番 君） その6.9haというのは、個人ではなく、ほとんどが事業者とかの関係になるんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（          君） こちらの違反転用は、事業者が、例えば借りているとかいう形も多うございますけれども、所有者ベースで見ますと、もう間違いなく地目が田畑でございますので、農業者となっていると。

その中で、お互いその法律の認識がなくてというパターンもございますし、皆さん回答されるときは、当然、知りませんでしたという回答が来るので、どこまでを理解されているのかというのはいちと不明確な部分がございますけれども、借り手に、最終的なそこを使用している方については、業者さんのほうがかなり多いという認識を持っております。

以上です。

○議長（          君） ちょっと待ってください。ちょっと、なら、休憩に入ります。

午後4時10分休憩

.....  
午後4時20分再開

○議長（          君） それでは、再開します。

議案第4号の古賀市農業委員会の活動内容の点検評価及び活動計画の策定に対して、今、事務局から出ましたもので賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手14／14名〕

○議長（          君） 全員賛成です。ありがとうございます。

午後4時21分閉会

---